リコー モバイル テレフォニー サービス 約款

本約款は、第 1 条に掲げる本サービスを利用する全てのお客様（以下、甲といいます）と＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（以下、乙といいます）との間に共通して適用されます。

第１条（目　的）

１．本約款は、別紙１第１項記載の範囲のサービス（以下、本サービスといいます。）を、乙が甲に提供するにあたっての契約条件を定めることを目的とします。

２．乙は、本サービスの実施に関して、リコージャパン株式会社に再委託するものとし、甲は予めこれを承諾します。

第２条（サービス利用契約の成立）

１．甲は、本サービスを申込む場合、乙所定の申込書に必要事項を記載のうえ、乙に送付するものとします。

２．乙は、本サービスの提供が可能と判断した場合、甲に申込承諾書を発行します。なお、この申込承諾書が甲に到達した時点で、本サービスの利用契約（以下、サービス利用契約といいます。）が甲乙間に成立するものとします。

３．甲は、サービス利用契約期間中に第１項に掲げる申込書に記載された事項に変更が生じた場合、すみやかに乙所定の情報変更申請書にて乙に通知を行うものとします。

第３条（本サービス利用開始）

１．本サービスは、サービス利用契約が成立した後、乙より甲に送付される「サービス開始のご案内」に記載されるサービス開始日（以下、サービス開始日といいます。）より提供されます。

２．サービス利用契約が成立した後、サービス開始日までの間に、本サービスのキャンセルを希望する場合、甲は、乙所定のキャンセル料を負担するものとします。

第４条（サービス利用料金および支払方法）

１．甲は、本サービスの料金として、申込承諾書に記載された金額を、同じく申込承諾書に記載された条件で乙に支払うものとします。なお、本サービスの料金は、消費税等相当額の記載のない限り税別表示とし、甲は料金支払い時に、消費税等相当額を併せて支払うものとします。

２．本サービスの実施のため乙のサービス要員が甲を訪問する場合において、訪問場所が次に掲げるいずれかに該当するときは、甲はその都度、前項に掲げる料金のほかに追加料金を支払うものとします。

（１）乙のサービス拠点より片道５０ｋｍ以上の距離があり、かつ２時間以上の移動時間を要する場所にあるとき。

（２）沖縄本島を除く周辺島部にあるとき。

第５条（前提環境）

本サービスは、甲が別紙１第２項に掲げる環境（以下、前提環境といいます。）を保持していることを前提に提供されるものとします。

第６条（サービス提供区域）

本サービスの提供区域は、日本国内に限定されます。

第７条（甲の協力）

１．甲は、乙に対し、本サービスの遂行に必要な資料等（以下、資料等といいます。）を提供するものとします。

２．本サービスの遂行上、甲の事務所等で乙が作業を実施する必要がある場合、甲は、当該作業実施場所（当該作業実施場所における必要な機器、設備等作業環境を含みます。）を乙に提供するものとします。

３．本サービス上乙がモバイル端末に設定を行う場合は、甲は、乙の設定作業に必要な協力を行うものとします。

４．前三項に掲げる甲の協力の遅延または不備によって生じた、本サービスの提供遅延、瑕疵等について、乙はその責任を免れるものとします。

第８条（資料等の管理）

乙は、甲より提供を受けた資料等および作業環境を、善良なる管理者の注意をもって使用、管理し、本サービス遂行以外の目的で使用しないものとします。また、用途を終えた資料等は、乙の責任と負担において適切に廃棄または甲に返還するものとします。

第９条（お客様設定シートの取り扱い）

乙は、本サービスの実施にあたり、事前のアセスメントをもとに、甲にお客様設定シートを納付します。本サービスの利用期間中、甲はこのお客様設定シートおよびお客様設定シートに記載された情報を自らの責任において管理するものとします。なお、サービス追加、変更等によって乙がお客様設定シートを更新する場合を除き、お客様設定シートを再発行するときは、甲は手数料を負担するものとします。

第１０条（データ等の責任）

甲は、本サービスの対象となる機器（以下、対象機器といいます。）に記録されたデータ等（以下、データ等といいます。）について、自己の責任と費用負担において自ら修復可能なようにデータ等のバックアップ等適切な処置を講ずるものとします。

第１１条（秘密保持）

１．本サービスに関連して、相手方から秘密である旨を指定された情報（以下、秘密情報といいます。）を受領する当事者（以下、受領当事者といいます。）は、秘密情報につき秘密を保持し、情報を開示した当事者（以下、開示当事者といいます。）の事前の書面による承諾を得ずに、これを第三者に開示または漏洩しないものとします。ただし、以下のいずれかに該当する情報は、秘密情報の定義から除外します。

（１）開示の際、すでに公知となっていた情報。

（２）開示後、受領当事者の責めによらずに公知となった情報。

（３）開示時に、既に受領当事者が所有していた情報。

（４）開示後、受領当事者が秘密情報に触れることなく独自に開発した情報。

（５）開示後、受領当事者が第三者より秘密保持義務を負うことなく正当に取得した情報。

２．前項の規定にかかわらず、受領当事者は、裁判所や行政機関の命令等法律に基づき秘密情報を開示する必要のある場合には、秘密情報を開示できるものとします。この場合、受領当事者は開示当事者に対して、その旨を書面で事前に通知するとともに、開示の範囲を最小限にするよう努めるものとします。

３．受領当事者は、本件業務終了後、開示当事者の指示に従い、速やかに秘密情報を返還または廃棄するものとします。

第１２条（本サービスの対象外となる対応）

次に掲げる作業は本サービスの適用外とし、乙は、当該作業の実施について何らの責任も負わないものとします。

（１） 乙以外の者が対象機器に設定変更または修理等を行った結果生じた障害に関する障害復旧作業。

（２） コンピュータウイルスまたは不正アクセス等によって対象機器に障害が生じた場合の障害復旧作業。

（３） 前各号のほか、乙が定める本サービスの範囲外と判断する作業。

第１３条（保証外）

１．前提環境から提供される便益は、前提環境の仕様、機能に依拠するものであり、本サービスによって前提環境の完全性、有用性が保証されるものではありません。

２．本サービスによるモバイル端末へのリモートロック措置は、モバイル端末が日本国外に在る場合、モバイル端末に必要な設定がされていない場合、またはロック指示をモバイル端末が受信しない場合には機能せず、ロック措置が完全に実施されることが保証されるものではありません。

第１４条（不可抗力免責）

甲および乙は、天災地変、停電、通信設備の故障、交通機関の遮断そのほかの不可抗力よってサービス利用契約上の義務を履行できない場合、その原因が解消し、義務の履行が可能となるまでの間、当該義務の不履行責任から免責されるものとします。

第１５条（サービスの停止）

乙は、次に掲げる事由による場合、事前に甲に予告することによって、本サービスの提供を停止することができるものとします。なお、これらの事由が是正される見込みのない場合、甲および乙は、サービス利用契約を解除することができるものとします。なお、本条による解除によって、解除を実施された当事者は損害賠償の責任を負わないものとします。

（１）甲において前提環境が保持されなくなった場合。

（２）本サービスによる保守の対象製品またはその保守用部品の製造中止等によって、本サービスの提供が困難になった場合。

（３）前二号に掲げるほか、本サービスの継続に困難な事情が発生した場合。

第１６条（甲の解約・変更）

１．甲は、サービス利用契約の解約またはサービス変更を希望する場合、乙所定の申請書に記入のうえ乙に送付するものとします。なお、解約またはサービス変更の効力発生日は、各々不備のない申請書が乙に到達した日付にしたがい、次に掲げるとおり決定します。

（１）到達日が暦日１日から１５日までの場合：到達日が属する月の当月末日。

（２）到達日が暦日１６日以降月末日までの場合：到達日が属する月の翌月末日。

２．サービス開始日から１２か月以内にサービス利用契約の解約を希望する場合、甲は、乙所定の解約精算金を負担するものとします。

第１７条（損害賠償）

１．乙は、次に掲げる事項に対しては、一切の責任を負いません。

（１）前提環境の不備に起因する本サービスの未提供または瑕疵、およびその結果生じた損害。

（２）本サービスの中断、または実施結果によって生じた業務停止、機会損失等の損害。

（３）データ等の漏洩または滅失による損害およびこれらの復旧。

（４）本サービスの利用の結果生じた甲と第三者との間に生じた紛争の処理、および紛争により生じた損害。

２．甲および乙が相手方に損害賠償責任を負う場合、その賠償額は、本サービスの月額料金の１２か月分の金額を上限とします。ただし、損害賠償責任を負う当事者に、故意または故意と同視しうる重大な過失がある場合には、かかる賠償制限は適用されません。

第１８条（譲渡禁止）

甲および乙は、サービス利用契約に基づき発生した相手方に対する権利または義務に関して、相手方の承諾なくこれを第三者に譲渡し、または引き受けさせてはならないものとします。

第１９条（解除）

１．甲および乙は、相手方が以下の各号のいずれかに該当した場合、何らの催告なしに直ちにサービス利用契約を解除することができるものとします。

（１）サービス利用契約上の債務を履行せず、そのほか本約款に違反し、相当の期間を定めて催告をされたにもかかわらず、なお債務不履行そのほかの違反行為が是正されない場合。

（２）差押、仮差押、仮処分または競売の申立てがあった場合、もしくは公租公課を滞納し督促を受けた場合、あるいは滞納処分により財産の差押を受けた場合。

（３）振出した手形または小切手が不渡りとなった場合、もしくは手形交換所より銀行取引停止処分を受けた場合。

（４）破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始または特別清算開始の申立てがあった場合。

（５）解散事由に該当した場合。

（６）監督行政庁により資格の取消、業務の停止等の行政処分を受けた場合。

（７）重大な背信行為があった場合。

２．甲または乙は、第１項各号のいずれかに該当した場合、契約解除の有無にかかわらず、相手方に対して負担する一切の債務につき当然に期限の利益を喪失し、直ちに弁済するものとします。

３．甲または乙は、第１項に基づきサービス利用契約を解除した場合であっても、その被った損害につき相手方に対し賠償請求することができるものとします。

第２０条（反社会的勢力との関係排除等）

１．甲および乙は、自己、自己の役員（名称の如何を問わず、経営および事業に支配力を有する者をいいます。）もしくは本サービスの従事者が、次の各号の一つにも該当しないことを誓約します。

（１）暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業・団体、総会屋、社会運動・政治活動標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、そのほかこれらに準ずる反社会的勢力（以下これらを総称して「反社会的勢力」といいます。）であること。

（２）反社会的勢力が出資、融資、取引そのほかの関係を通じて、自己の事業活動に支配的な影響力を有すること。

（３）反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。

（４）自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、または第三者に危害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること。

（５）反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与していると認められる関係を有すること。

（６）反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること。
２．甲および乙は、本契約の履行が反社会的勢力の運営に資することがないこと、またはその活動を助長するおそれがないことを誓約します。
３．甲および乙は、次の各号に該当する事項を行わないものとします。
（１）反社会的勢力を利用し、または反社会的勢力に対して資金、便宜の提供若しくは出資等の関与をする等、反社会的勢力と関係を持つこと。
（２）自ら若しくは業務従事者または第三者を利用して以下の行為を行うこと。
①詐術、暴力的行為または脅迫的言辞を用いるなどすること。
②事実に反し、自らが反社会的勢力である旨を伝え、または関係団体若しくは関係者が反社会的勢力である旨を伝えるなどすること。
③相手方の名誉や信用等を毀損し、または毀損するおそれのある行為をすること。
④相手方の業務を妨害し、または妨害するおそれのある行為をすること。
４．甲および乙は、相手方が本条の規定に違反した場合、何ら催告なしに直ちに本サービスを解除することができるものとします。この場合、解除を実施した当事者は、相手方に対して、その名目の如何を問わず金員支払そのほか経済的利益提供の義務を負担しないものとします。

第２１条（残存条項）
理由の如何を問わずサービス利用契約が終了した場合であっても、第１１条、第１３条、第１７条、第１８条、第１９条第３項、第２２条の条項は、なお効力を有するものとします。

第２２条（協議）
本約款に定めなき事項または本約款の解釈について疑義が生じた場合、甲および乙は、信義誠実の原則に従い協議し、円満に解決を図るものとします。

以上

別紙１

【Hモデル】日立製ビジネスホン用

<table>
<tr><th>メニュー名称</th><th colspan="2">サービス内容</th></tr>
<tr><td>１．
integral-F用
S-integral用
初期費用
＊5</td><td></td><td>スマートフォン内線アダプタ導入サービス
・スマートフォン内線アダプタ設置・設定作業
・ご要望ヒアリングシート作成
・ビジネスホン integral-F,S-integral 主装置設定
（ライセンス登録、内線情報設定等）
・MDM管理サイト作成
・MDM管理サイトへの内線番号設定
（CSVファイルインポート）
・解約時内線情報消去作業</td></tr>
<tr><td rowspan="4">２．
integral-F用
S-integral用
月額費用</td><td>（１）スマートフォン内線アダプタ保守 ＊6</td><td>・障害受付及び障害切り分け
・故障時のオンサイト修理</td></tr>
<tr><td>（２）MDM
(Mobile Device Management)</td><td>MDMライセンス
■クラウド型で以下機能を提供
-端末管理
(端末情報の取得/位置情報 等)
-セキュリティ管理
(リモートロック/リモートワイプ 等)
-アプリケーション管理
(アプリケーション禁止/インストール制限 等)

※提供可能な機能はOS毎に異なります。
※iOS搭載機器に関しては、甲の費用負担と責任により、対象機器毎にライセンス認証(プロファイルインストール)およびエージェントインストールを実施いただく必要があります。
※iOS搭載機器の管理に関しては、甲の費用負担と責任により、iOS IDの登録及び更新（※1年に1度必要）を実施いただく必要があります。
なお、iOS IDの登録および更新を行うために必要となるApple IDは甲の費用負担と責任にて用意および管理をしていただく必要があります。
※Android OS搭載機器に関しては、甲の費用負担と責任により、対象機器毎にエージェントインストールを実施いただく必要があります。</td></tr>
<tr><td>（３）SIPライセンス</td><td>■日立製ビジネスホンに接続するためのライセンス</td></tr>
<tr><td>（４）ヘルプデスクサービス</td><td>①MDM管理者向け操作問い合わせ ＊7
②日立製SIPソフトに関する問い合わせ＊8
③モバイル端末紛失時のリモートロック運用代行受付および実施 ＊9
※Android OSにおけるリモートロック機能は本サービスエージェント独自のロック画面を機器に表示し、第三者による機器の利用を防ぐ機能です。Android OS搭載機器におけるロック解除設定（端末側および管理サイト側）については、甲の費用負担と責任により実施いただく必要があります。
iOSにおけるリモートロック機能は、機器の画面を消灯させ、iOS標準のロック画面を機器に表示し、第三者による機器の利用を防ぐ機能です。当機能を有効に利用するためには、甲の費用負担と責任により、事前にスクリーンロックのパスワードを設定しておく必要があります。</td></tr>
</table>

（オプション） ３． integral-F 用 S-integral 用 SIP ソフト接続代行 ＊5		SIP ソフトの接続設定を行うサービス ※Android OS 搭載機器および iOS 搭載機器に おける SIP ソフトについては甲の費用負担と責任 によりモバイル端末にインストールを実施いただく 必要があります。 ※代行にて接続設定を行う場合、モバイル端末の パスワードを解除していただく必要があります。
（オプション） ４． integral-F 用 S-integral 用 MDM ソフト設定代行 ＊5		MDM ソフトの設定を行うサービス ※iOS 搭載機器における MDM ソフトについては甲の 費用負担と責任によりモバイル端末にインストール を実施いただく必要があります。 ※代行にて設定を行う場合、モバイル端末の パスワードを解除していただく必要があります。
５． integral-F 用 S-integral ように 共通変更費用 ＊5		integral-F,S-integral への接続スマートフォン内線 情報設定変更を行うサービス ・ライセンス数変更（スマートフォン台数分） ・ご要望ヒアリングシート作成 ・MDM 管理サイトへの内線番号設定 （CSV ファイルインポート） ※内線番号追加・削除時は MDM 管理サイトの MDM ライセンス数更新

■　＊5～9　のサービス提供時間帯は次に掲げるとおりです。

サービス提供形態	受付時間
オンサイト導入作業（＊5）	月～金　9:00～17:00※
スマートフォン内線アダプタ 障害受付・保守（＊6）	月～土　9:00～17:00※
MDM 管理者向け操作問い合わせ （＊7）	月～金　9:00～17:00※
日立製 SIP ソフトに関する問い 合わせ（＊8）	月～金　9:00～17:00※
モバイル端末紛失時受付（＊9）	24 時間　365 日

※祝祭日、その他弊社の指定日は除きます。

２．前提環境

下記環境が正常に稼動すること。

【H モデル】日立製ビジネスホン用

カテゴリ	メーカー名	機種名/アプリケーション名
①　ビジネスホン	株式会社日立情報通信 エンジニアリング	integral-F シリーズ,S-integral シリーズ 乙所定の保守サービスに加入済であること。
②　スマートフォン 内線アダプタ	株式会社日立情報通信 エンジニアリング	日立小型アプライアンスボックス
③　SIP ソフト	株式会社日立製作所	SC110/SC210
④　ルータ	-	以下条件を満たす機種 ・スループット：200MBit/s 以上 ・NAT 機能 IP マスカレード機能 ⇒別名:ポートフォワーディング機能 ・ファイヤーウォール機能 静的パケットフィルタリング機能 ・QOS 機能

		IP アドレス、ポート番号での優先制御
⑤　MDM	株式会社オプティム	Optimal Biz※
⑥　モバイル端末	株式会社日立情報通信エンジニアリングにて動作検証済みの機種に限る。 詳細情報は株式会社日立情報通信エンジニアリングホームページをご確認ください。 MDM 対応機種と併せてご確認ください。 http://www.optim.co.jp/products-detail/device/3570	
⑦　固定回線	ひかり電話オフィスタイプ（フレッツ光 ネクスト）/ひかり電話オフィス A（フレッツ光 ネクスト）/ひかり電話（フレッツ光ネクストまたはフレッツ光ライト）/ひかり電話 A（フレッツ光ネクストまたはフレッツ光ライト）/INS ネット 64/アナログ電話/IP 電話（Fusion IP-Phone,NTT-COM ドットフォンオフィス,KDDI-IP フォン,KDDI 光ダイレクト,KDDIau ひかりビジネス）	
⑧　ISP サービス	固定 IP アドレスサービス	
⑨　移動体 ネットワーク	docomo/au/Softbank	

■※別紙２　MDM ライセンス規約に従って、甲より再使用許諾がされます。

以上

別紙２

MDM ライセンス規約

第１条（本規約について）
１．本規約は、甲が株式会社オプティム（以下、丙という。）より許諾を受け、乙に対して「Optimal Biz For Mobile」（以下、本製品という）の使用許諾条件を定めることを目的とするものです。また、iOS Developer Enterprise Program に関する規約は、Apple Inc.の規約に準じます。
２．甲は、本規約に従い本製品を使用するものとします。
３．本サービス約款本編の規定と本規約の規定との間に齟齬がある場合、本規約が優先するものとします。

第２条（規約の変更・改訂）
乙は、甲の承諾を得ることなく本規約を改訂できるものとします。

第３条（設備等の準備および維持）
甲は、自己の責任と費用負担において本製品を利用するために必要となる、通信ソフト、通信機器等（以下「設備等」といいます。）をご用意し、本製品のご利用に支障をきたさないよう、設備等を正常に稼動させるよう維持するものとします。また、甲は、自己の責任と費用負担において、インターネットに接続の上、本製品を利用するものとします。なお、甲の責任により本製品に関連するソフトウェアのインストール、設備等の稼動、およびインターネットの接続、パケット通信等を実施したことに起因して発生した損害について、乙はいかなる責任も負わないものとします。

第４条（利用許諾条件）
１．本製品の著作権そのほかの知的財産権およびその使用を許諾する権利は、丙に帰属し、乙は甲に対して再使用許諾するものとします。
２．乙は、甲に対し、本製品の提供に関して必要となる義務の全部または一部を乙の判断にて第三者に委託することができるものとします。
３．甲は、本規約、オンラインヘルプ、本製品関連サイト上の情報およびそのほか乙の指示に従い、本製品をご利用するものとします。

第５条（利用期間）
１．甲が本規約に同意後、本製品の使用権は有効になるものとします。
２．乙は、甲が本規約のいずれかの条項に違反されたときは、いつでも本製品の使用権を終了させることができます。
３．甲の本製品の使用権は、甲が本製品を記憶装置から削除、またはアンインストールすること、及び本製品をバックアップメディアから消去または廃棄することをもって終了するものとします。
４．本製品の使用権が終了した場合には、本規約にもとづく甲のそのほかの権利も同時に終了するものとします。甲は、本製品の使用権終了後直ちに本製品およびその全ての複製物を破棄するものとします。

第６条（禁止事項）
１．甲は、本製品の利用にあたり、以下の行為を行ってはならないものとします。
（１）本製品を自己使用以外の商用そのほか不正の目的をもって利用すること
（２）本製品を第三者に再許諾すること
（３）本製品に関連して使用される乙または第三者の著作権、商標権そのほか一切の権利を侵害する行為、またはそのおそれのある行為
（４）リバースエンジニアリング、逆コンパイルまたは逆アセンブル、修正、翻訳、そのほか改造行為
（５）本製品を接続しているサーバーもしくはネットワークを妨害したり混乱させたりすること
（６）ID 等を不正に使用しまたは使用させること
（７）本規約または使用許諾契約に反する禁止行為
（８）そのほか乙が合理的理由に基づいて、不適切・不相当と判断する行為
２．甲は、本製品の利用およびその結果につき自ら一切の責任を負うものとし、 万一甲が本製品の利用に関して第三者に損害を与えた場合、または第三者と紛争を生じた場合、甲は、自己の責任と費用でこれを解決し、乙にいかなる責任も負担させないものとします。万一、乙が第三者から責任を追求された場合は、甲はその責任と費用において当該紛争を解決するものとし、乙を一切免責するものとします。
３．本条項に甲が反した場合、乙は甲に対して損害賠償を請求できるものとします。その範囲は、直接損害にと

どまらず、逸失利益等の間接損害を含むものとします。

第７条　（保証・責任の制限）
１．乙は、甲が本製品の使用、内容により発生したいかなる結果に対する一切の責任を負いません。そのような結果には、本製品の使用またはその使用不能により生じた特別損害、偶発的損害、間接損害、またはこれに類似する損害、併せて甲の得べかりし利益の喪失やデータ消失も含まれます。また、そのような損害が生じる可能性について乙が以前から警告を受けていたとしても、損害に対する責任を乙が負うことはありません。本製品に関し発生する問題は甲の責任および費用負担をもって処理されるものとします。また、本製品によって発生した結果や損害は金銭的・時間的・精神的その理由を問わず、乙は一切その責任を負いません。
２．本製品のダウンロードおよびインストールは甲が自己の責任および費用で行うものとし、その完全性や正確性等につき、乙は責任を負わないものとします。
３．甲は、本規約に従い、本製品を自己の判断と責任で利用するものとします。
４．本製品サイトを提供する機器の故障、トラブル、停電、通信回線の異常ならびにシステム障害等の乙の予想を超えた不可抗力により甲の情報そのほか甲に関するデータが消失等することがあります。乙は、乙に故意または重過失がある場合を除いて、かかる事態の発生により甲の情報そのほか甲に関するデータが消失、紛失、遅延等した場合、端末制限や初期化が行われた場合、これにより発生した損害につき一切責任を負わないものとします。
５．甲が、第６条（禁止事項）に定める禁止事項に違反することにより発生した損害については、乙は一切責任を負わないものとします。

第８条（違反行為への対応）
１．乙は、甲の行為が第６ 条のいずれかに該当するもしくはほかの本規約の規定に違反すると乙が判断した場合は、甲への事前の通知なしに、甲の情報の一部もしくは全部の削除を行い、本製品のご利用の中止もしくは強制退会等、乙が適当と判断する措置を講ずることができるものとします。
２．前項の規定に基づき、乙が講じた当該措置に起因する損害が発生した場合にも結果について、乙は一切責任を負わず、甲は乙を免責するものとします。
３．前２項の規定は、なお、乙が当該処置を講じることにより乙又は第三者に損害が発生した場合における、甲の責任を甲の行為により発生した結果を免責するものではありません。

第９条（甲のデータ等による損害）
１．甲が本製品に設定したデータ等に起因して、本製品または本製品に係るサーバーに支障を与えた場合もしくはそのおそれある場合は、事前に甲の承諾を得ることなく、甲の情報の一部もしくは全部の削除等、乙が適当と判断する措置を講ずることができるものとします。
２．前項の規定に基づき乙が講じた措置に起因して損害が発生した場合にも、乙は一切責任を負わず、甲は乙を免責するものとします。
３．前２項の規定は、乙が当該処置を講じることにより乙又は第三者に損害が発生した場合における、甲の責任を免責するものではありません。この場合、当該措置に起因して甲に発生した損害について、甲は乙を免責するものとします。なお、甲は乙または第三者の被った損害を賠償するものとし、第三者の被った損害については、甲と第三者との間で解決するものとします。

第１０条（保存情報の保護）
１．乙は、甲が本製品に保存する情報を、甲が許可しない限り、閲覧することはありません。したがって、乙の発表する商品等が甲の保存する情報に基づいて設計・開発されたと見えるものであっても、乙はいかなる責任も負いません。
２．前項の規定にかかわらず、乙は本製品のメンテナンス等のため必要ある場合には、甲に通知することにより、甲の保存する情報を当該メンテナンス要員、もしくは乙委託の第三者等が閲覧することができるものとします。
３．前項に基づき乙が情報を閲覧する場合、乙は保存する情報を秘密に保持し、乙のほかの社員および第三者に漏洩いたしません。
４．乙は、甲の情報の保護に関し、可能な限りのセキュリティ対策を講じるものとしますが、第三者より意図的に甲の保存する情報への不正アクセス、盗難、破壊、改ざん等（以下「不正アクセス等」といいます。）が為される可能性を一切排除することはできません。
その場合、乙は当該第三者の特定等に協力いたしますが、乙の過失に依らない場合には、不正アクセス等により生じた損害について乙が賠償義務を負うことはなく、損害賠償等については甲と不正アクセス等を実施した第三者との間で解決するものとします。

第１１条（秘密保持義務）
１．甲および乙は、相手方の書面による承諾なくして、本製品を利用するにあたり相手方から開示された相手方固有の技術上、販売上そのほか業務上の秘密情報並びに利用者等の個人情報を、本製品利用期間中はもとより、本製品利用終了後も第三者に対して開示又は漏洩しないものとします。 ただし、以下の場合はこの限りではありません。
（１）本製品の利用動向を把握する目的で、利用者個人が特定できない範囲での情報を収集し統計をとる場合。
（２）法令または行政機関の命令に基づく場合。
２．前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報は秘密情報から除外するものとします。
（１）開示の時点で既に公知のもの、または開示後情報を受領した当事者の責によらずして公知となったもの
（２）開示を行った時点で既に相手方が保有しているもの
（３）第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手したもの
（４）相手方からの開示以降に開発されたもので、相手方からの情報によらないもの
３．甲および乙は、相手方から個人情報の提供を受けた場合は、当該情報を秘密として厳に取り扱うものとします。

第１２条（損害賠償）
１．甲は、本製品に関し乙の責めに帰すべき理由により損害を被った場合であって、乙の修正等の処置によりその損害が回復されなかった場合には、乙に対して損害賠償を行うことができます。
２．甲の乙に対する損害の賠償請求は、損害が発生してから３ヶ月、もしくは乙と甲との契約終了後３ヶ月の間に、乙に対する書面による請求がなされなかった場合には行うことができません。
３．第１項の損害賠償の累計総額は、債務不履行、法律上の瑕疵担保責任、不当利得、不法行為そのほかの請求原因の如何に関わらず、乙と甲との間で定められた委託料の３ヶ月分を限度とします。 また、甲及び乙の予見の有無を問わず、甲の特別の事情から生じた損害、逸失利益について乙は何ら賠償責任を負いません。

第１３条（乙からの契約の解約）
甲に次の各号のいずれかに該当する事実があった場合、乙は甲への事前の催告を要せず、直ちに本契約を解約することができます。
（１）第６条の禁止行為を行ったとき、そのほか本規約に違反したとき
（２）甲としての地位が失われたとき、又は不明となったとき

第１４条（準拠法）
本規約に関する準拠法は日本法とします。

第１５条（協議）
本規約に定めのない事項に関して甲と乙との間で問題が生じた場合には、甲と乙で誠意をもって協議するものとします。

第１６条（管轄裁判所）
本規約および本製品に関するについては、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

以上